

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成31年3月28日

木曜日

号外(2)

目次

選挙管理委員会告示

○不在者投票を行うことができる施設の指定

1

告 示

富山県選挙管理委員会告示第29号

不在者投票を行うことができる施設の指定について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

平成31年3月28日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

施設の種類	施設の名称	施設の所在地
病院	流杉病院介護医療院	富山市流杉120
病院	温泉リハビリテーションいま泉病院 介護医療院	富山市今泉220

